

令和7年度

学校いじめ防止等基本方針

京都市立柊野小学校

令和7年度 京都市立柊野小学校「学校いじめ防止等基本方針」

I 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にもなり得るものであると捉える。

教職員は、一人一人の子どもと向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。こうした基本姿勢のもと、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図る。学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

この度、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、取組指針の改定を行った。子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取組を一層推進する。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、子どもの育成に携わる全ての者が次に掲げる4点を基本理念として、相互に連携した取組を継続的に行う。

- ・いじめは、すべての子どもに関係する問題である。いじめの防止等の取組は、「すべての子どもが安心して学校生活を送ることができる」「いじめが行われなくなるようにする」ことを旨として行うこと。
- ・全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ・いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ・いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。
これらは、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という本市教育理念とつながることであり、本校の学校教育目標「ともに学び ともに育つ」の具現に向けての礎となるものである。

2 いじめ対策委員会

ア 構成員(職名又は校務分掌)

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 人権教育主任
学年主任 スクールカウンセラー(SC) スクールソーシャルワーカー(SSW)
総合育成支援教育主任 道徳教育推進教師 問題発生に当たっては当該担任

イ 開催時期

- ・定例委員会は、毎月第1火曜日(緊急対応の場合は、この限りではない。)
- ・年度当初には、組織全体で基本方針に基づく取組や行動計画の確認、未然防止対策、早期発見に向けての対策などの検討を行う。

ウ 役割

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口

エ 取組内容

- ・「学校いじめ防止等基本方針」の作成、見直し、確認(PDCAサイクル)
- ・未然防止の取組・早期発見に向けての対策等の検討・推進
- ・学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内体制や組織的対応の情報共有
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・児童アンケート、教育相談の実施と結果の共有
- ・学校評価の実施、結果の共有
- ・発見されたいじめ事案、重大事案への対応
- ・関係機関・専門機関との連携対応
- ・「いじめの対応に特化した研修」の実施
- ・いじめ防止等基本方針の学校HPへの掲載

オ 児童・保護者への周知方法

- ・始業式、朝会、集会等の校長講話
- ・いじめ防止等基本方針の学校HPへの掲載
- ・学級懇談会や個人懇談会での児童の状況についての連絡・相談
- ・道徳科の公開授業での取組の発信
- ・学校(学年・学級)便り、学年集会等での発信

※ 取組の実施時期、いじめ対策委員会の開催時期については、
後述の「年間計画」に記載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・掲示物の精選など教室のユニバーサルデザイン化を図る
- ・人・もの・時間を大切にする心の育成
- ・学校図書館の充実と読書の時間の保障
- ・清掃活動や様々な当番活動など、みんなでみんなの学習環境を整えていく意識作り
- ・季節を味わう環境作り(学校園での花の栽培・掲示物など)
- ・お互いが認め合える児童作品の掲示

イ 授業改善の充実

- ・問い合わせを大切にした主体的な学びを引き出す授業改善
- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。「個別最適な学び・学習マネジメント力」と「協働的な学び」を一体的に充実していく。
- ・学習の約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・生徒指導の実践上の4つの視点(自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)を意識した一人一人を大切にする活動を全教育活動の場で展開すること、子どもの自己指導能力の獲得を支える。
- ・学級経営の充実を図り、すべての児童が安心して学習に臨むことができる集団づくり
- ・教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく指導
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点をおいた学習内容や学習形態の工夫
- ・生活規律の定着を図り、自己有用感を培う
- ・掲示物の工夫(学習の流れ・学習成果物など)

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・心豊かで思いやりに溢れる子どもを育むための「道徳教育」の実践
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施
- ・全学年一斉に取り組む「にこにこデー（各月10日辺り）」の設定
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳科の学習の実施
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習の実施
- ・道徳科の授業の充実や教員の授業力向上をめざした授業研修会の実施
- ・警察のスクールソーシャルワーカーによる非行防止教室の実施

エ 体験活動の充実

- ・宿泊体験学習・校外学習などの取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事を通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の命を尊重する活動の推進

オ 児童が主体的に行う活動の充実

- ・児童会による取組や12月の人権月間の取組の充実
- ・異学年集団（たてわりグループ）の交流を通しての望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成（遊び交流・給食交流など）、あこがれられる存在としての上級生の自己有用感の醸成（ピア・サポート）
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示
- ・「やってみたい」が言える環境づくりとその内容の実現（R6年度学校お楽しみ会実施）
- ・子どもが紡ぐ学校文化に向けての仕掛けと支援
- ・子ども自身が考える委員会活動の設定

カ 児童どうしの絆づくり

- ・朝会の講話に基づく話し合い活動
- ・学級活動を通しての学校集団づくり、より良い人間関係づくり
- ・たてわり活動を通して異年齢集団における絆づくり
- ・地域やPTAの行事参加を通して、人との絆づくり

キ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」の趣旨や「学校いじめ防止等基本方針」の内容を周知
- ・いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけの重要性と理解・協力の必要性の周知
- ・道徳科や人権に関わる学習の参観授業への呼びかけの推進
- ・中学校ブロックを含んだ地域家庭教育学級においての、保護者や地域での声かけ、観察をより一層充実する必要があることを周知
- ・日頃子どもたちが人権について学んだことをHP等で発信し、学校と家庭との共通理解を図っていく。
- ・年間の保護者懇談の折に、人権の視点をいつも盛り込むようにする。

ク その他

- ・学校評価アンケートの定期的な実施、結果分析
- ・校内でPDCAサイクルでの「学校いじめ防止等基本方針」の取組の改善
- ・教育相談部と一体となったチーム支援

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報の集約と共有

- ・登下校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、全教職員で共有する。
- ・生徒指導主任による日常の児童に関する情報の集約と生徒指導委員会のメンバーを通じての全教職員への周知
- ・「重大事態」および「重大事態へつながることが危惧される事態」の際の緊急対応と情報共有、関係機関との連携
- ・全教職員間で何事も話しやすい職場づくりに励み、まず「いじめではないか」という観点でスタートし、スピード感を大切に組織的に対応する。
- ・管理職も積極的に教室を巡回し、日頃から学級の様子の把握に努める。

イ 児童に対する定期的な調査

① アンケートの実施など

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し

② 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・児童に対するアンケートの実施による発見の強化
- ・SCとの連携による教育相談、SSWとの連携

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・アンケート、教育相談の結果の集約と情報共有
- ・アンケートの検証によるいじめの早期発見と積極的認知
- ・アンケート内容のPDCAサイクルでの見直し
- ・必要に応じた家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築
- ・SNSの危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

(基本的な考え方)

- ・いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。
- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録（組織的な対応）
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・保護者との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導
- ・事象の背景把握や分析のため、クラスマネジメントシートを見直し、該当児童やクラス全体の状況の確認をする。
- ・事案によっては、京都市教育委員会に報告・共有しながら、また、警察との連携を図りながら対応していく。

◆ いじめやその疑いを把握したときの措置及び再発防止に向けた対応

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任(担当者)といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・児童どうしの絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や
- ・体験活動の充実

予防

- 1層 発達支持的生徒指導
2層 課題未然防止教育

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下に同じ)の情報を把握する。

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

- 3層 課題早期発見対応

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討する。

【事実確認】

- 複数の教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別に聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない対応

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は、「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、いじめを受けた児童を見守るとともに、必要に応じて、SC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童(加害・被害児童とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。
- 再発防止に向けての学校としての方策を立て、示す。

心の通った指導

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分に尊重し、原則、関係児童・保護者が一堂に集まり、謝罪する場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて、教育委員会、警察、児童相談所などと連携して対処する。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

- 4層 困難課題
対応的生徒指導

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月間止んでいること(救済)
②いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと (回復)
※面談などにより確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

① インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの学級活動の強化
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解
- ・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修
- ・家庭教育学級、地域生徒指導連絡協議会等を活用しての地域への啓発
- ・関係機関との連携

② 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月間止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質向上の取組

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教職員研修による一人一人のいじめに対する意識の向上(4・6・11・2月)
- ・いじめ事案ごとのケース会議の開催(随時)
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・人権に関する学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- ・非行防止教室の保護者参観
- ・西賀茂中学校ブロックの地域生徒指導連絡協議会や家庭教育学級での「いじめ防止基本方針」の理解を深めるための研修会の開催
- ・西賀茂中学校ブロックでの人権標語の取組とポスターの学校・地域での掲載
- ・SC・SSWとの連携を密にするため、校内コーディネーターを設置
- ・校内いじめ対策委員会での検討のもと、関係機関と連携

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
 - ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導校内研修会（講義）① 「生徒指導提要の改訂」について ・生徒指導校内研修会② 「学校いじめの防止基本方針の共有」 「生徒指導方針の共有」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認と共有」 ・生徒指導委員会①（含：いじめ対策委員会） 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・朝会（周知） ・学級懇談会（周知） ・町別児童会 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の児童の様子を、いじめアンケートや『引継ノート』等で確認し、情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参観・懇談会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会②（含：いじめ対策委員会） 「第1回記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「生徒指導上あたたかく見守りたい児童の確認」 ・小中連絡会 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝会 ・憲法月間の講話（人権について） ・「なかよしグループ」決定 ・1年生を迎える会 ・【ひいらぎ学級】みんなよろしく大会 ・たてわり活動（遊び・そうじ・学び他） 		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」 ・学校運営協議会理事会 ・PTA期首総会 ・個人懇談会 ・引き渡し訓練
6	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導校内研修会③ 「あたたかく見守りたい児童の共通理解（1）」 ・生徒指導委員会③（含：いじめ対策委員会） 「第1回記名式いじめアンケートの結果の共有」 「第1回クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝会 ・「なかよしタイム」たてわり顔合わせ ・「にこにこデー」 ・たてわり活動（遊び・そうじ・学び他） <p>【ひいらぎ学級】育成合同運動会 【5年】花背山の家宿泊学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① ・教育相談（第1回いじめアンケート実施後） ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会企画推進委員会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会④（含：いじめ対策委員会） 「クラスマネジメントシートの結果」「教育相談の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝会 ・夏季休業前の集会で「なかまづくり」について再度話をする。 ・町別児童会 ・健康安全教育授業 ・「にこにこデー」 ・たてわり活動（遊び・そうじ・学び他） ・【2年】校外学習 ・【4年】エコライフチャレンジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価児童アンケートの実施①（全学年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会

8	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会⑤（含：いじめ対策委員会） 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 ①PDCAサイクル」 			・夏のパトロール
9	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会⑥（含：いじめ対策委員会） 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 「4月～8月いじめ事案の経過」 生徒指導校内研修会④ 「あたたかく見守りたい児童の共通理解 (2)」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝会 生活調べ 「にこにこデー」 たてわり活動（遊び・そうじ・学び他） <p>【5年】携帯教室 【6年】修学旅行</p>		・家庭地域教育学級
10	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会⑦（含：いじめ対策委員会） 「第2回記名式いじめアンケートの実施 に向けて」 「学校評価アンケートの結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝会 「にこにこデー」 たてわり活動（遊び・そうじ・学び他） スポーツフェスティバル <p>【1年】校外学習</p>		・学校運営協議会で 説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会⑧（含：いじめ対策委員会） 「第2回記名式アンケートの結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向 けて」 【5年】ジェンダーフリー教育研究授業 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝会 「にこにこデー」 たてわり活動（遊び・そうじ・学び他） <p>【4年】校外学習 【6年】西賀茂中学校出前授業 西賀茂中学校部活動紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2回記名式い じめアンケート の実施、学年集 約と共有② 教育相談（第2 回いじめアンケ ート実施後） 第2回クラスマ ネジメントシ ートの実施、学年 集約と共有② 	<ul style="list-style-type: none"> 就学時健診 人権学習参観・学 年懇談会で保護者 啓発
12	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会⑨（含：いじめ対策委員会） 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「クラスマネジメントシートの結果」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 ②PDCAサイクル」 生徒指導校内研修会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝会 人権集会「にこにこ集会」 人権月間のポスターづくり たてわり活動（遊び・そうじ・学び他） <p>【6年】薬物乱用防止教室</p>		<ul style="list-style-type: none"> 人権月間「学校だ より」で啓発 個人懇談会（希望 制）
1	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会⑩（含：いじめ対策委員会） 「9月～12月いじめ事案の経過」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝会 「にこにこデー」 たてわり活動（遊び・そうじ・学び他） <p>【ひいらぎ学級】合同作品作り 【4年】非行防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価児童ア ンケートの実施 ②（全学年） 	

2	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑪（含：いじめ対策委員会） 「学校評価の実施に向けて」② ・生徒指導研修会 「学校評価の結果の共有」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝会 ・「にこにこデー」 ・6年生へ寄せ書きづくり ・たてわり活動（遊び・そうじ・学び他） ・図工展 ・町別児童会 <p>【6年】中学校ブロック交流会 (生徒会)</p> <p>【6年】校外学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観・懇談・学校運営協議会で説明と評価③
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑫（含：いじめ対策委員会） 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 ③ PDCAサイクル」 「年間を通したいじめ事案の経過」 ・生徒指導校内研修会⑥（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 「次年度の基本方針の確認」 ・小中連絡会 ・「あたたかく見守りたい児童の共通理解 ③」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝会 ・「にこにこデー」 ・たてわり活動（遊び・そうじ・学び他） ・6年生を送る会 ・卒業式 <p>【ひいらぎ学級】合同お別れ会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存）

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「教育相談」「クラスマネジメントシートの実施」と「学年集約と結果の共有」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議（いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修会」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」

※ 「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりを、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。事案の経過や解消の確認については、定例の「生徒指導委員会」等で隨時行い、情報等を共有する。